資料1

協議事項１：役員報酬規程の変更について

当法人における今後の法人運営体制の強化に伴い、非常勤代表理事の固定報酬に関する区分を新設するため、「新旧対照表」のとおり、役員報酬規程の一部を改定するものです。
なお、本改定は本総会の承認をもって即日施行いたしますことを含めご提案いたします。

役員報酬規程 新旧対照表

現行（旧）	改定案（新）
（報酬の内容と報酬額） 第3条 （略） (1) （略） (2) （略） （新設）	（報酬の内容と報酬額） 第3条 （略） (1) （略） (2) （略） (3) **非常勤代表理事に対する報酬** **非常勤代表理事1人当たりの報酬は、年額2，040，000円以内とし、その具体的な金額は、業務執行の状況、法人の経営状況等を勘案して、総会の議決により決定した理事報酬の総額の範囲内で理事会の決議により決定する。**
（常勤理事の報酬支給日及び支給方法） 第5条 常勤理事の報酬は、原則として年報酬額の12分の1を毎月末日に支給する。 2 常勤理事の報酬は、原則として本人の希望する金融機関の預貯金口座へ振り込み、支給明細書のみ本人へ提供する。	（常勤理事及び非常勤代表理事の報酬支給日及び支給方法） 第5条 常勤理事**及び非常勤代表理事**の報酬は、原則として年報酬額の12分の1を毎月25日に支給する。 2 常勤理事及び非常勤代表理事の報酬は、原則として本人の希望する金融機関の預貯金口座へ振り込み、支給明細書のみ本人へ提供する。
（非常勤理事及び非常勤監事の報酬支給日） 第7条 非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、請求書の提出があった日から7日以内に現金又は本人の希望する金融機関の預金口座へ振り込む。	（非常勤理事及び非常勤監事の報酬支給日） 第7条 非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、**原則**、請求書の提出があった日から7日以内に現金又は本人の希望する金融機関の預金口座へ振り込む。

附　則 この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。	附　則 この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。 **この規程は、令和8年12月10日から施行する。**

役員報酬規程の一部改定について（説明文）

1. 改定の理由

当法人における今後の法人運営体制の強化に伴い、非常勤代表理事の固定報酬に関する区分を新設するため、役員報酬規程の一部を改定するものです。あわせて、実務上の運用に合わせて報酬の支給日および文言の整備を行います。

2. 主な改定内容

• 非常勤代表理事に対する報酬区分の新設（第３条第３号）

非常勤代表理事の報酬上限額を「年額 2,040,000 円以内」と定めます。具体的な支給額は、業務執行の状況や法人の経営状況等を踏まえ、総会で決議された理事報酬総額の範囲内で理事会にて決定します。

• 対象者の追加および報酬支給日の変更（第５条）

月次固定報酬の支給対象に「非常勤代表理事」を加えるとともに、常勤理事および非常勤代表理事の報酬支給日を「毎月末日」から「毎月 25 日」へ変更します。

• 非常勤役員の報酬支給日に関する文言の整理（第７条）

請求書提出日から７日以内の支払い規定について、実態に即した柔軟な運用が可能となるよう「原則」の文言を追加します。

3. 施行日（附則）

本改定は、本総会の承認をもって令和８年１２月１０日より施行いたします。

公益社団法人福岡県サッカー協会　役員報酬規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、役員の報酬に関する事項を定めたものである。

（役員の区分）

第２条　月２０日以上勤務する理事を常勤理事と称し、それ以外の理事を非常勤理事と、監事を非常勤監事と称す。

（報酬の内容と報酬額）

第３条　報酬内容及び報酬額は、次の区分による。

(1)　常勤理事に対する報酬　常勤理事一人に対する報酬限度額は年６００万円以内とし、本人の年齢、技能、経験及び職能を重視し、総会の議決により決定する。

(2)　非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬

（ア）　非常勤理事及び非常勤監事が自らの職務の遂行のため業務に従事した場合の報酬は、１時間当たり２，０００円とする。この場合において、１時間に満たないものは切り捨てるものとし、交通に要する時間は除く。

（イ）　非常勤理事及び非常勤監事が定款に定めた会議及び自らの職務の遂行に必要な会議へ出席した場合の１回当たりの報酬額は、次の区分による。

福岡市内で開催される会議　２，０００円

福岡市外（福岡県外を除く。）で開催される会議　３，０００円

福岡県外で開催される会議　５，０００円

(3)　非常勤代表理事に対する報酬

非常勤代表理事１人当たりの報酬は、年額２，０４０，０００以内とし、その具体的な金額は、業務執行の状況、法人の経営状況等を勘案して、総会の議決により決定した理事報酬の総額の範囲内で理事会の決議により決定する。

（交通費及び宿泊料の取扱い）

第４条　交通費は実費を、宿泊料は１泊当たり１５，０００円を限度に支給する。

（常勤理事**及び非常勤代表理事**の報酬支給日及び支給方法）

第５条　常勤理事**及び非常勤代表理事**の報酬は、原則として年報酬額の１２分の１を毎月２５日に支給する。

２　常勤理事**及び非常勤代表理事**の報酬は、原則として本人の希望する金融機関の預貯金口座へ振り込み、支給明細書のみ本人へ提供する。

（常勤理事が欠勤した場合の取扱い）

第６条　支給月当月に、１５日以上（土曜、日曜及び祝日を含む。）欠勤した場合は、

１カ月分の支給総額から１５日を超えた欠勤日数分に対し、１日当たり１カ月分の支給額の２０分の１を減額して支給する。

（非常勤理事及び非常勤監事の報酬支給日）

第７条　非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、**原則**、請求書の提出があった日から７日以内に現金又は本人の希望する金融機関の預金口座へ振り込む。

（報酬からの控除項目）

第８条　協会は、報酬の支給の際、本人が受けるべき報酬から、次のものを控除することとする。

(1)　源泉徴収税

(2)　特別徴収住民税

(3)　社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料及び雇用保険料）

(4)　その他本人と協議の上定めたもの

（懲戒時の取扱い）

第９条　懲戒時の報酬の取扱いは、理事会の議決により決定する。

（規程の変更）

第１０条　この規程の変更は、総会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。

この規程は、令和８年１２月１０日から施行する。

資料2

協議事項２：理事及び監事の報酬額設定について

当法人の理事及び監事の報酬等につきましては、これまで役員報酬規程の定めに従い支給し、上限規制のない状態で推移してまいりましたが、今後の法人運営の円滑化および適正な法人ガバナンスの構築を目的として、以下のとおり報酬等の額（年間総額の上限）を設定いたしたくご提案いたします。

１．理事の報酬額：年額 ２，９００，０００円以内

（※非常勤代表理事の固定報酬、非常勤理事の会議出席日当の年間見積支給額を合わせた総額）

２．監事の報酬額：年額 ２００，０００円以内

（※会議出席日当等を含む見積総額）

なお、上記理事の報酬額の各理事への具体的な支給基準および配分につきましては理事会にご一任いただき、監事の報酬額の各監事への具体的な配分につきましては監事間の協議により決定することといたしたいと存じます。

3.役員報酬等の内訳比較

役職区分	2025 年度実績	今回の改定案（内訳目安）	備考
非常勤代表理事（新設）	―	2,400,000 円	年額 120 万円 × 2 名
非常勤理事	500,000 円	500,000 円	現行水準を維持
非常勤監事	200,000 円	200,000 円	現行水準を維持
調整・予備枠	―	400,000 円	期中の職務増加等への対応
合計（総額上限）	**700,000 円**	**3,500,000 円**	**社員総会決議による上限額**